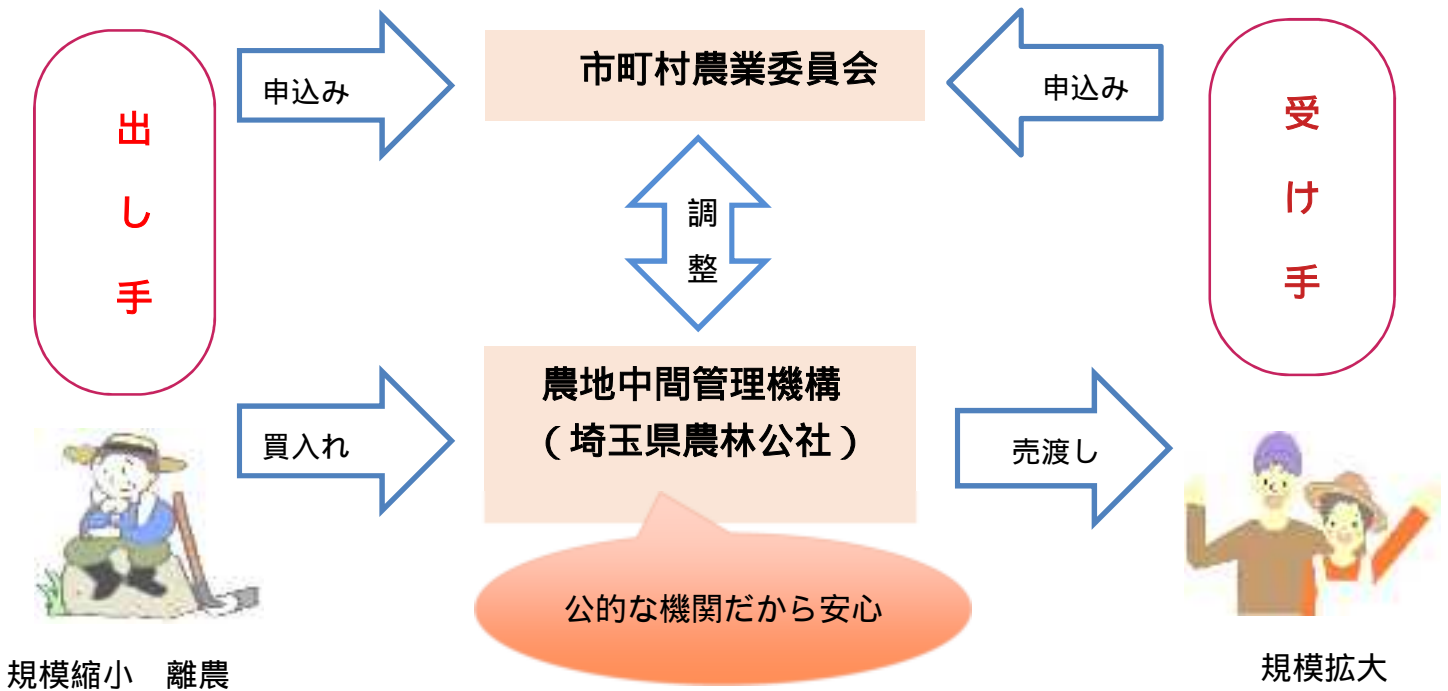


農地の売買について

平成 27 年 8 月 3 日
公益社団法人埼玉県農林公社

農地中間管理機構の事業の特例として、これまでどおり農地の売買を実施しておりますのでご活用ください。



主なメリット

出し手	<ul style="list-style-type: none">・ 所得税の譲渡所得額が 800 万円まで特別控除・ 農地法 3 条の届出手続きは公社が実施・ 所有権移転登記手続きは公社が実施
受け手	<ul style="list-style-type: none">・ 不動産取得税の課税標準が 1/3 控除・ 登録免許税が軽減・ 農地法 3 条の許可申請手続きは公社が実施

